

## 小田原市文化振興ビジョン策定検討委員会傍聴要領

(平成23年8月1日)

(趣旨)

**第1条** この要領は、小田原市文化振興ビジョン策定検討委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

**第2条** 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、委員会の長（以下「議長」という。）は、会議室の広さ等の事情により、傍聴人の定員を変更することができる。

(傍聴の手続)

**第3条** 委員会を傍聴しようとする者は、自己の氏名等を傍聴受付簿に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴を希望する者が前条の定員を超えるときは、先着順によるものとする。

(傍聴の制限)

**第4条** 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険のおそれのある物品を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議の進行を妨げるおそれがあると認められる者

(禁止行為)

**第5条** 傍聴する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会議会場において、傍聴席以外の場所に立ち入ること。
- (2) 会議会場において、みだりに席を離れること。
- (3) 会議会場において、私語、談笑その他騒がしい行為をすること。
- (4) 会議会場において、会議の言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明すること。
- (5) 会議会場において、飲食（原則禁止）又は喫煙をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をすること。

(撮影、録音等の禁止)

**第6条** 傍聴する者は、会議会場において、撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、議長が委員会の議決を経て許可した場合については、この限

りではない。

(退場)

**第7条** 傍聴する者が、前2条の規定に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

2 傍聴する者は、公開の会議中において、委員会の全部又は一部を公開しないこととしたときは、速やかに退場しなければならない。

(委任)

**第8条** この要領に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が委員会に諮って定める。

### **附 則**

この要領は、平成23年8月1日から施行する。